

## ● 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制定 昭和39年 3月19日（条例第 9号）

改正 昭和51年 8月19日（条例第27号）

昭和52年12月23日（条例第34号）

昭和61年10月 6日（条例第17号）

平成 5年 6月29日（条例第13号）

（この条例の趣旨）

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。）第96条第1項第5号の規定によりに規定する議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定によりに規定する議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

（坂戸町契約条例の廃止）

2 坂戸町契約条例（昭和29年坂戸町条例第9号）は、廃止する。

附 則（昭和51年条例第27号）

この条例は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第34号）

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第13号）

この条例は、公布の日から施行する。